

8/21 #4

小平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第46条第3項の規定に基づく、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、小平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児の保育料は無償化されるが、給食の食材費は引き続き保護者の負担とされているため、すでに主食・副食費ともに徴収可能な1号認定児と同様に主食費のみ徴収可能であった2号認定児についても、副食費を保護者から徴収できるように改める（第13条関係）。

	1号認定児	2号認定児		1号認定児	2号認定児
主食費	○	○	⇒	○	○
副食費	○	×		○	○

(2) 給食の食材費を徴収することで、幼児教育・保育の無償化前の保育料より負担が増えないように、副食費の徴収免除対象者を規定する（第13条関係）。

- 1号認定児 市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
- 2号認定児 市町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯は77,101円未満）の世帯の子ども
- 第3子以降の子ども

(3) 特定地域型保育事業者の連携施設確保に係る経過措置が5年から10年へ延長したため、同様に改める（附則5）。

(4) 条例中の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」又は「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

(5) その他、文言の整理を行う。

3 施行期日

令和元年10月1日

特定地域型保育事業者の連携施設の確保に係る経過措置等に関する一部の規定は  
公布の日